

生活保護の現状と課題について

—行政機関の統計データからの考察—

○ まるもとケアプランセンター 介護支援専門員 杉田 貴行 (008282)

キーワード：生活保護、被保護者調査、保護率

1. 研究目的

厚生労働省の生活保護の被保護者調査（令和5年1月分概数）の結果から、被保護実人員は2,024,421人、対前年同月と比べると、13,448人減少（0.7%減）、被保護世帯は1,645,069世帯、対前年同月と比べると、1,244世帯増加（0.1%増）、保護の申請件数は20,095件、対前年同月と比べると、760件増加（3.9%増）、護開始世帯数は15,937世帯となり、対前年同月と比べると、247世帯増加（1.6%増）となっている。現在、生活保護制度は生活保護受給世帯が横ばい傾向にあり、高齢者世帯とともに失業等による生活困窮世帯、すなわちその他の世帯の割合が高く、生活扶助、住宅扶助、医療扶助などが生活保護費のうち高い割合を占めている。

本報告は生活保護の現状を踏まえ、生活保護に関する具体的な行政機関から公表された各種データを基に検討した上で、生活保護の現状と課題に関して考察した。

2. 研究の視点および方法

本研究の目的は、厚生労働省をはじめ各行政機関が公表している統計データを基にして、全国一律のセーフティネットといわれてきた生活保護制度の現状と課題を探ることにある。社会保障の最後のセーフティネットと言われる生活保護制度は、生活保護率の増大につれて生活保護費も増加してきた。現在の生活保護制度は人口形態、産業構成、社会情勢の急激な変化に対応できていないと難しい、絶えず見直しが議論されている。さらに、これまでの年金、保険、医療制度などでは該当しなかったような困難事例を受け止めざるをえない状況に陥っている。

このような状況を踏まえ、本報告では日本の生活保護制度の改善・改革の方向性を探るための現状と課題を明らかにしたいと考える。

3. 倫理的配慮

本報告は各行政機関により公表された個人を同定するデータが除去された統計データを基に分析を実施した。また、分析は個人を抽出するのではなく集計値や記事から全体の傾向を対象とし必要な倫理的な配慮を十分に払い、データの内容の取扱いに関しては日本社会福祉学会研究倫理規程を遵守した。なお、本発表に関連して、開示すべきCOIはない。

4. 研究結果

厚生統計令和3年度によれば、保護率が高い都道府県は、北海道(23.4%)、青森県(22.0%)、東京都(21.0%)、大阪府(20.4%)、福岡県(22.9%)、沖縄県(21.7%)、政令指定都市では、札

幌市(36.9%)、京都市(29.8%)、大阪市(51.1%)、神戸市(30.0%)、北九州市(24.5.0%)、福岡市(27.5.0%)、中核市では旭川市(37.4%)、函館市(45.7%)、青森市(30.4%)、尼崎市(40.3%)などであり、尼崎市の場合は兵庫県の保護率は(8.3%)にもかかわらず高いことが見て取れる。また、令和1年7月末日の現在で社会・援護局の被保護者調査によれば、一人世帯が81.5%であり、60歳以上が59.5%であった。さらに、保護開始の理由は、預貯金の減少・喪失が最も多く、保護廃止の理由は死亡が最も多かった。令和1年の年家庭の生活実態及び生活意識に関する調査では、世帯主の最終学歴は中卒や高卒が多く、世帯員も中卒や高卒が多いことが認められた。

5. 考察

今回利用したデータから、高齢者世帯、母子世帯、その他の世帯の世帯主・世帯員に、傷病・障害を有する者が一定数いることも理解できた。高齢者世帯、障害者世帯、傷病者世帯は、雇用機会が制約される問題や健康被害と密接な労働環境におかれやすい問題などが考えられる。またこれらの世帯の世帯主および世帯員の学歴構成は、中卒・高卒が多いことも確認された。世帯主が、高齢、傷病並びに障がいのため働けないことから生活保護の受給に結びつくと考えられがちであるが、学歴という観点でも世帯主・世帯員ともに雇用機会が一般的に制約されることも考慮して、傷病・障害と貧困の関係だけでなく学歴も加味した、貧困の世代間連鎖などの検討が必要である。

また、高齢での保護受給者も多く、60歳以上世帯の開始理由では、健康状態の悪化、世帯主の傷病等というよりも、経済状態の悪化(収入や貯蓄等の減少・喪失)を理由としている場合が多い。さらに、高齢の生活保護受給者で、最も多い廃止理由が受給者の死亡である。生活保護を受給している高齢者の場合は、そもそも働いて経済的な自立を図ることが困難な上に、病気などで定期的な通院を余儀なくされ、年金が少なく資産や貯金がない場合も想定されるため、高齢者の生活保護廃止理由が、受給者の死亡の場合が多くなる傾向にあることがあらためて確認された。

生活保護を受給するに至った原因の一つが、本人の収入の問題にあることに間違いはないが、現在の日本社会の状況変化にもその原因が存在すると考えられる。すなわち、昭和の終わりから平成かけての頃までは、個人と社会生活の間には様々な近隣組織があり、個人の生活問題を緩和した状況が存在した。いわゆる町内会や子ども会の様な近所づきあいであり、生活問題が深刻化するのを防いでくれていた。また、大家族や終身雇用を前提とした企業の存在も大きかった。しかし平成以降、これらの存在が社会の変化とともに様々な生活問題から、個人を守れなくなる状況が生まれた。

例えば、最も保護率が高いのは北海道(23.4%)で、2番目が福岡県(22.9%)、3番目が青森県(22.0%)、4番目が沖縄県(21.7%)であり、逆に保護率が低いのは富山県(2.6%)で、以下、岐阜県(3.3%)、石川県(4.4%)、長野県(4.6%)となっている。保護率が低い地域が日本の中部に存在していることから、これらの地域は生活問題を支援するための基盤である、町内会や子ども会などの近隣組織の存在が他の地域よりもまだまだ健在であると推察される。逆に、保護率が高いのは北部日本や南部日本の中心地域なので、気候等の地理的なというよりは、その地域固有の生活保護受給に至るまでのいくつかの要因が存在すると予想される。